

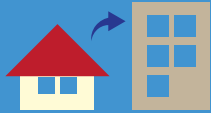
令和7年度

北九州市居住誘導促進事業

Kitakyushu
Action!
動かせ、未来。北九州市

令和7年4月1日から補助金の申込み受付を開始します。

引越し
費用



住宅除却
費用



住宅購入
ローン利子



補助の
対象は
この3つ!



● 目 的

災害に強いまちづくりを進めるため、市街化区域から市街化調整区域に編入した区域や市街化調整区域内の土砂災害のおそれがあるなど、災害対応力に課題がある区域から、まちなか（居住誘導区域）への移転に係る経費の一部を補助するものです。

● 補助の対象

以下のいずれかの区域に現在お住まいで、まちなか（居住誘導区域※¹）に移転される方

① 市街化区域から市街化調整区域となった区域（令和7年1月24日告示～）

② 市街化調整区域内の 土砂災害特別警戒区域※² または 土砂災害警戒区域※²

※¹ 「まちなか（居住誘導区域）」は、北九州市都市戦略局都市計画課のホームページで確認することができます。
詳細については、北九州市都市戦略局都市計画課（093-582-2451）へお問い合わせください。

※² 区域は、福岡県砂防課のホームページで確認することができます。
詳細については福岡県北九州市土整備事務所用地課管理係（093-691-2764）へお問い合わせください。

● 条 件

- ・ 移転前に住んでいた住宅は除却すること
- ・ 住宅を除却した跡地は、新たに住宅を建設するなど居住用に利用しないこと

● 補助の対象となる費用と補助の上限額

①市街化区域から市街化調整区域となった区域		②市街化調整区域内の 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	
引越し費用	97万5千円	引越し費用	97万5千円
移転前の住宅の解体と 住宅解体後の宅地の整地 にかかる費用の1/2	300万円	移転前の住宅の解体と 住宅解体後の宅地の整地 にかかる費用の1/2	
移転先の住宅建設・ 購入等に必要な借入金の 利子相当額	421万円 住宅/325万円 宅地/96万円	移転先の住宅建設・ 購入等に必要な借入金の 利子相当額	421万円 住宅/325万円 宅地/96万円
補助金額(最大)	818万5千円	補助金額(最大)	518万5千円

*この補助制度は、北九州市と住宅金融支援機構との連携により、補助金申請者が【フラット35】を利用される場合、借入金利が一定期間引き下げられます。詳しくは住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>





申請手続きまでの流れ

申請者

北九州市

申込み手続き

事前相談
随時受付

事前相談
(補助要件等確認)

事業認定申請
4月1日～21日

受付・審査

事業認定決定通知書

補助金交付申請
5月7日～16日

受付・審査

補助金交付決定通知書

移転等の実施

引越し・移転先住宅等の購入
既存住宅除却・宅地整地

※当該年度1月末までに完了してください

補助金請求手続き

完了実績報告書の提出
※事業完了の日から20日以内に提出

受付・審査

補助金確定通知書

補助金交付請求書の提出

補助金交付

補助金受領

北九州市居住誘導促進事業補助金の申請書類は、
北九州市のホームページからダウンロードできます。

北九州市ホームページ「北九州市居住誘導促進事業補助金」▶

北九州市居住誘導促進事業補助金

検索



ご相談・お問合せ

北九州市 都市戦略局 都市計画課(北九州市役所13階)

☎093-582-2451